

令和7年度沖縄県ホームページ広告掲載取扱業務契約書（案）

沖縄県知事 玉城 康裕（以下「甲」という。）と

（以下「乙」という。）とは、沖縄県ホームページ（以下「県ホームページ」という。）への広告掲載について、次の条項により契約を締結する。

（目的）

第1条 乙は、甲が運営する県ホームページに広告の掲載を希望する者（以下「広告主」という。）を募集するとともに、当該広告主の広告を甲に提出し、甲は、県ホームページに掲載する。

2 乙は、この契約書のほか、「沖縄県ホームページ広告掲載要領」（以下「要領」という。）及び「沖縄県ホームページ広告掲載実施基準」（以下「基準」という。）に定めるところに従い、前項に規定する広告主の広告に関する業務を行わなければならない。

（契約期間）

第2条 契約期間は、令和7年4月1日から令和8年3月31日までとする。

（契約保証金）

第3条 沖縄県財務規則第101条に基づき、契約金額の100分の10以上の金額を徴収する。ただし、契約相手方が沖縄県財務規則第101条第2項の各号のいずれかに該当する場合は、全額を免除する。

（広告掲載料）

第4条 広告掲載料は、円とする（うち、取引に係る消費税額及び地方消費税額は、円）。

（注）「取引に係る消費税額及び地方消費税額」は、消費税法第28条第1項及び第29条の規定並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定に基づき算出したもので、契約金額に110分の10を乗じて得た額である。

（広告掲載料の支払い）

第5条 乙は、前条の広告掲載料を12月で除した月額円を広告が掲載された月の末日までに、甲が発行する納入通知書により納付するものとする。

2 甲は、乙が前項の支払期日までに広告掲載料を支払わない場合は、当該未支払額につき、前項に規定する支払期限の日の翌日から支払いの日までの日数に応じ、年率2.5パーセントの延滞金の支払いを請求することができる。なお、支払いが確認されるまでの間、広告の掲載を停止することができる。

（広告掲載の決定）

第6条 要領第12条第1項により、乙が申込みのあった広告主の広告案及び広告主が指定したリンク先を甲に承諾を求める場合は、広告掲載承認申請書（別紙様式1）を添えて甲に提出しなければならない。

2 甲は、乙から前項の規定により承諾を求められた場合は、速やかに審査し、その結果

を乙に対し広告掲載承認通知書（別紙様式 2）により通知する。

（広告又はリンク先等の変更）

第 7 条 乙は、甲に対し、要領第 19 条による広告の変更及び要領第 20 条によるリンク先の変更について、あらためて広告掲載承認申請書（別紙様式 1）による申請をし、甲の承諾を得なければならない。

2 前条の規定は、広告掲載変更可否の決定の場合に準用する。

（広告掲載の取消し）

第 8 条 要領第 17 条第 1 項に基づき広告の掲載を取り消した場合は、同条第 2 項により、甲は乙を通じ広告主に対して、広告掲載取消通知書（別紙様式 3）により通知する。

2 前項の規定により広告掲載を取り消した場合、甲は、乙が県に納入すべき広告掲載料の減額は行わないものとする。

（県ホームページ停止時の取扱い）

第 9 条 甲は、乙の責めに帰さない理由により、広告の掲載期間において当該広告を掲載しなかったときは、その日数に応じて、第 4 条に定める広告掲載料について、日割計算により算出した金額を広告掲載料から減額する。ただし、当該広告を掲載しなかった期間が 48 時間未満の場合は、広告掲載料の減額は行わないものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる理由により県ホームページの運営を一時停止した場合は、広告掲載料の減額は行わないものとする。ただし、一時停止の期間が 72 時間を超える場合は、前項の規定に準じて広告掲載料を減額する。

（1）機器を保守し、又は工事を行う必要があること。

（2）天災事変その他の非常事態が発生したこと。

（再委託等の禁止）

第 10 条 乙は、契約事務の一部又は全ての処理を他に委託してはならない。ただし、あらかじめ書面により甲の承諾を得たときはこの限りでない。

（違約金等）

第 11 条 甲は、乙の責めに帰すべき理由により契約を解除したときは、違約金を徴収する。

2 前項の違約金の額は、契約金額の 100 分の 10 に相当する額とし、この違約金の徴収は、甲の損害賠償の請求を妨げない。

3 前項の規定により、この契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、乙はその損害を賠償しなければならない。賠償額は甲、乙協議して定めるものとする。また、乙が契約に違反し、これによって甲に損害が発生した場合についても同様の取り扱いとする。

（第三者との紛争の処理）

第 12 条 掲載した広告内容等により、第三者との間に紛争が生じた場合においては、乙及び広告主が、その責任及び負担において紛争解決にあたるものとする。

(守秘義務)

第 13 条 甲及び乙は、この契約の履行に関し、知り得た相手方の秘密を第三者に漏らし、又は利用してはならない。この契約の終了後又は解除後も同様とする。

(解除等)

第 14 条 甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、書面によりこの契約を解除することができる。

- (1) 乙が契約期間内に契約を履行しないとき又は履行の見込みがないと明らかに認められるとき。
 - (2) 乙が本契約に関して不正又は虚偽の報告等をしたとき。
 - (3) 法人等(個人、法人又は団体をいう。)の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員(同条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき。
 - (4) 役員等が、自己、自社、若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
 - (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
 - (6) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。
 - (7) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- 2 甲は、前項の契約解除により損害を受けた場合は、乙に対し、損害賠償を請求することができる。

(協議)

第 15 条 この契約に定めのない事項で約定の必要があるとき、または、この契約に関して疑義のあるときは、甲乙協議の上、決定するものとする。

この契約を証するために、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その 1 通を保有する。

令和 7 年 月 日

甲 沖縄県那覇市泉崎 1 丁目 2 番 2 号

沖縄県知事 玉城 康裕

乙

別記

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号。以下「法」という。）第 2 条第 1 項に規定する個人情報をいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、この契約による事務を行うに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(適正管理)

第3 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報について、漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(管理及び実施体制)

第4 乙は、個人情報取扱責任者（この契約による事務に係る個人情報の適正な管理について責任を有する者をいう。以下同じ。）を明確にし、安全管理上の問題への対応や監督、点検等の個人情報の適正な管理のために必要な措置が常時講じられる体制を敷かなければならない。

2 乙は、事務従事者（この契約により個人情報を取り扱う事務に従事する者をいう。以下同じ。）を必要最小限の範囲で特定し、特定された事務従事者以外の者が当該個人情報を取り扱うことがないようにしなければならない。

3 乙は、契約締結後速やかに、個人情報取扱責任者及び事務従事者等の管理体制及び実施体制並びに個人情報の管理状況等について、書面により甲に報告しなければならない。また、当該事項に変更があった場合も同様とする。

(作業場所の特定・持ち出しの制限)

第5 乙は、この契約により個人情報を取り扱うときは、その作業を行う場所及び当該個人情報保管する場所を特定し、あらかじめ、書面により甲に報告しなければならない。また、特定した場所を変更しようとするときも同様とする。

2 乙は、甲の指示又は承諾があった場合を除き、特定した場所から当該個人情報を持ち出してはならない。

(収集の制限)

第6 乙は、この契約による事務を行うために個人情報を収集するときは、その事務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(目的外利用・提供の禁止)

第7 乙は、甲の指示がある場合を除き、この契約による事務に関して知り得た個人情報を

契約の目的以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(複写又は複製の禁止)

第8 乙は、この契約による事務を行うために甲から提供された個人情報記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。ただし、甲の承諾があるときはこの限りでない。

(事務従事者への周知等)

第9 乙は、この契約による事務に従事している者に対し、在職中及び退職後においても当該事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は当該事務の目的以外の目的に使用してはならないこと、法により罰則が適用される場合があることなど、個人情報の保護に必要な事項を周知するとともに、個人情報の取扱いについて必要かつ適切な監督及び教育をしなければならない。

(派遣労働者)

第10 乙は、この契約による事務を派遣労働者によって行わせる場合、労働者派遣契約書に、秘密保持義務等個人情報の取扱いに関する事項を明記しなければならない。この場合において、秘密の保持に係る事項は、第2に準ずるものとする。

2 乙は、派遣労働者にこの契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、乙と派遣元との契約内容にかかわらず、甲に対して派遣労働者による個人情報の処理に関する責任を負うものとする。

(再委託の禁止)

第11 乙は、甲の書面による承諾があるときを除き、この契約による個人情報を取り扱う事務（以下「個人情報取扱事務」という。）については自ら行うものとし、第三者（乙の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号に規定する子会社をいう。）である場合も含む。以下同じ。）に委託（以下「再委託」という。）してはならない。

2 乙は、個人情報取扱事務を再委託しようとする場合又は再委託の内容を変更しようとする場合には、あらかじめ次の各号に掲げる事項を記載した書面を甲に提出して甲の承諾を得なければならない。

- (1) 再委託を行う業務の内容
- (2) 再委託で取り扱う個人情報
- (3) 再委託の期間
- (4) 再委託が必要な理由
- (5) 再委託の相手方（名称、代表者、所在地、連絡先）
- (6) 再委託の相手方における責任体制並びに責任者及び従事者
- (7) 再委託の相手方に求める個人情報保護措置の内容（契約書等に規定されたものの写し）
- (8) 再委託の相手方の監督方法（監督責任者の氏名を含む。）

3 乙は、甲の書面による承諾により、再委託する場合は、甲が乙に求める個人情報の保護に関する必要な安全管理措置と同様の措置を再委託の相手方に講じさせなければならない

い。

4 乙は、再委託先の当該再委託に係る事務に関する行為及びその結果について、乙と再委託先との契約の内容にかかわらず、甲に対して責任を負うものとする。

5 乙は、個人情報取扱事務を再委託した場合には、その履行を管理監督するとともに、甲の求めに応じて、その状況等を甲に報告しなければならない。

(資料等の返還等)

第 12 乙は、この契約による事務を行うために、甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、委託事務完了時に、甲の指示に基づいて、返還、廃棄又は消去しなければならない。

2 甲の承諾を得て再委託をした場合には、乙は甲の指示により、この契約の終了後直ちに当該再委託先から個人情報が記録された資料等を回収するものとする。この場合において、回収した資料等の取扱いは前項に準ずるものとする。

3 乙は、前2項の規定により個人情報を廃棄する場合には、記録媒体を物理的に破壊する等当該個人情報が判読、復元できないように確実な方法で廃棄しなければならない。

4 乙は、パソコン等に記録された個人情報を第1項及び第2項の規定により消去する場合には、データ消去用ソフトウェア等を使用し、当該個人情報が判読、復元できないように確実に消去しなければならない。

5 乙は、第1項及び第2項の規定により個人情報を廃棄又は消去したときは、完全に廃棄又は消去した旨の証明書(情報項目、媒体名、数量、廃棄又は消去の方法、責任者及び廃棄又は消去の年月日が記載された書面)を甲に提出しなければならない。

6 乙は、廃棄又は消去に際し、甲から立会いを求められたときはこれに応じなければならない。

(検査及び報告)

第 13 甲は、乙がこの契約による事務を処理するに当たり、取り扱っている個人情報の管理状況及び委託業務の履行状況について、随時実地に検査することができる。

2 甲は、乙がこの契約による事務を処理するに当たり、取り扱っている個人情報の管理状況及び委託業務の履行状況について、報告を求めることができる。

(事故報告)

第 14 乙は、保有個人情報の漏えい等安全管理上の問題となる事案が発生し、又は発生するおそれがあることを認識したときは、直ちに被害の発生又は拡大防止に必要な措置を講ずるとともに、甲に報告し、甲の指示に従い、その他の必要な措置を講ずるものとする。

2 乙は、前項の事案が発生した場合(おそれがあるものを含む。次項において同じ。)、その経緯、被害状況等を調査し、甲に書面で報告するものとする。

(指示及び報告)

第 15 甲は、必要に応じ、乙に対し、保有個人情報等の安全管理措置に関する指示を行い、又は報告若しくは資料の提出を求めることができるものとする。

(契約解除)

第 16 甲は、乙がこの特記事項に定める義務を果たさない場合は、この契約による事務の全部又は一部を解除することができるものとする。

2 乙は、前項の規定に基づく契約の解除により損害を被った場合においても、甲にその損害の賠償を求めることはできない。

(損害賠償)

第 17 乙は、この特記事項に定める義務に違反し、又は怠ったことにより甲が損害を被った場合には、甲にその損害を賠償しなければならない。

(注) 1 「甲」は委託者（沖縄県）、「乙」は受託者をいう。

2 委託事務の実態に即して、適宜必要な事項を追加し、不要な事項を削除するものとする。